三木市フリースクール等利用実績報告書 (令和 年度 前期分:4月~9月利用分)

年 月 日付け 号で(変更)交付決定のあった 年度三木市フリースクール等利用支援補助金については、下記のとおり完了したので、その実績を報告します。

記

1 交付決定額 円

2 対象児童生徒

_ , 13,50== //0	
児童生徒名	
利用フリースクール等名称	

3 利用日 ※利用日に○を付けてください。

ם מווניף ס	24441111111111111111111111111111111111			
4月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16	計	日	
1/3	17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	ні		
5月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16	計	<u> </u>	日
<i>57</i> 3	17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31		н	
6月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16	計	日	
0/3	17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30		Ц	
7月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16	計	日	
1/3	17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	āl [
8月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16	計	日	
ОЛ	17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	ĦΤ		
9月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16	計	日	
3万	17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30			

4 補助金の交付対象となる経費(「授業料」、「施設利用料」の総額)

- 1100 12-110 12-				
4月	円		7月	E
5月	円		8月	F
6月	円		9月	円 円

- ※補助金の交付対象となる経費は、補助対象者がフリースクール等へ支払った利用料(「授業料」及び「施設利用料」)です。その総額を記入してください。ただし、消費税に相当する額を除きます。
- ※「入会前の体験利用料」や「入会金」のほか、支援対象の児童生徒が在籍する小学校又は中学校において、本来、保護者が負担することとなっているフリースクール等へ支払った経費(「飲食費」、「課外活動費」、「交通費」等)は補助対象外とします。
- 5 添付書類 フリースクール等利用料の分かる書類(領収証等)の写し

三木市フリースクール等利用実績報告書 (令和 年度後期分:10月~3月利用分)

年 月 日付け 号で(変更)交付決定のあった 年度三木市フリースクール等利用支援補助金については、下記のとおり完了したので、その実績を報告します。

記

1 交付決定額 円

2 対象児童生徒

児童生徒名	
利用フリースクール等名称	

3 利用日 ※利用日に○を付けてください。

	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
10月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	計	日
	11 10 13 20 21 22 23 24 23 20 21 20 23 30 31		
11月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16	計	日
11/7	17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30		П
12月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16	計	日
12万	17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31		Ц
1月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16	計	日
1月	17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31		口
2 日	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16	≑L	
2月	17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29	計	日
2 日	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16	計	日
3月	17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	ĦΙ	

4 補助金の交付対象となる経費(「授業料」、「施設利用料」の総額)

10月	円	1月	円
11月	円	2月	円
12月	円	3月	円

- ※補助金の交付対象となる経費は、補助対象者がフリースクール等へ支払った利用料(「授業料」及び「施設利用料」)です。その総額を記入してください。ただし、消費税に相当する額を除きます。
- ※「入会前の体験利用料」や「入会金」のほか、支援対象の児童生徒が在籍する小学校又は中学校において、本来、保護者が負担することとなっているフリースクール等へ支払った経費(「飲食費」、「課外活動費」、「交通費」等)は補助対象外とします。
- 5 添付書類 フリースクール等利用料の分かる書類(領収証等)の写し